

東京帝國大學經濟學會 經濟論叢

第 三 號 第 十 六 卷

大正二十三年一月一日發行

論 叢

サン・シ
モン派の社會改造哲學及び連帶思想

文學博士 米田庄太郎

加特力教の社會論者に就て

法學博士 田島 錦治

階級に就いて

文學博士 高田 保馬

基督教文明の發展概論

法學博士 財部 靜治

時 論

地 租 論

法學博士 小川郷太郎

小作調停法案に就て

法學博士 河田 嗣郎

說 苑

舊岡山藩の社倉法に就て

經濟學士 黒 正 巖

雜 錄

米國研究の必要

法學士 本庄榮治郎

性別年齢別失業統計

經濟學士 岡崎 文規

アダム・スミス生誕二百年

法學士 本庄榮治郎

説苑

舊岡山藩の社倉法に就て (二完)

黒 正 巖

第三、社倉法の組織

イ、社倉米の貯藏法

右の如く岡山藩の社倉法の成立には一般人民と直接の關係なく、純然たる官立の倉稟制度にして、藩の特別會計として形成せられたのである。併し乍ら米穀は貨幣と異り之が貸付取立に際して運送上種々の困難在り、長距離を頻繁に轉々移動せしむる時は、その質及び量に甚しい變化を起すを以て、成る可く各地に分割して保藏するの必要がある。茲に於て社倉米は之を一地方に集中せず各郡の要所々に倉庫を設立し、特に河海の水利ある所を選んで保藏した。交通至便の地にして經費の都合上倉庫を建設し得ない場合には、その地の確實なる百姓所有の藏を借入れて社倉に充て倉敷料并に管理の報酬として年々五斗の給料を出した。其後社倉米が次第に増加し各郡の小規模なる倉庫に夫々貯藏することが困難となり、且つ社倉米の全部を地方に置くの必要な

に至つたので、延寶五年十二月十二日永忠は評定席に建議して貯藏法の改正を行つた。即ち各郡に於て貸付及び救荒の用として必要なる分量を概算豫定して其れ丈けを各地に止め置き、残りは全部岡山川筋、金岡、片上の三ヶ所に藏を立て、之を藏めた。蓋し右の三所は從來より藩庫の存する所であつて販賣及び運送上最も利便の地であつたからだ。かくして毎年麥秋の後、前年度の社倉米をば大坂又は岡山の市場に賣却し、其の代銀を秋の收穫期迄保管して新米を買入れ詰め替を行ふ事とした。

各藩の社倉には米を貯藏するあり、麥なるあり、粃なるありて各々その揆を一にしないが、粃は耐久性最も強く貯藏に適するの故を以て、粃を以て貯藏するものが最も多數であつた。然るに岡山藩の社倉法は米を貯藏するを原則として居た。之はその貸付取立の方法の然らしむる所であり、又毎年新米と入れ替へることゝなつて居たゝめであらう。後には貨幣を以て蓄積貯藏するに至つた様である。斯くの如く巨額の米を貯藏して年々一定の時に市場に出すことは時により常平倉の如き効果を齎し、人民の生活に有利なる場合もあるが、豐年の際等には米價の暴落を促すの危険がある。又貨幣を以て貯蓄する時は利殖の上には好都合なるも凶荒の備へとしては當時に於ては極めて効果が少かつたと思ふ。之れも岡山藩社倉法が藩政府の利便の爲めにせられた方策たるの一端を示すものであらう。尙ほ岡山藩社倉法の目的が主として利殖によつて米銀を蓄積するに在つたから、米價高き時に社倉米を賣出し、低き時に買入れてその間に利得をなすと同時に常平倉的の機能を發揮するの方針を持て居たが否かは不明である。

ロ、社會の管理經營

社會は純然たる官營の事業であつたからその最高の管理者として、社會の發案者たる津田永思が社倉方肝煎に任せられた。又社倉が各郡に散在してゐた關係上、各社會の管理取締は之を郡奉行をして行はしめた。而て豫定の期間内に社會の資本を蓄積する事が出来、社會の基礎が確立し、益社倉米も増加するので、少數の郡奉行が夫々管理經營をする事は困難となつた。茲に於て實際上の管理や貸付事務は地方自治體の公吏たる庄屋等をして行はしむる事にした。その理由とする所は延寶四年二月永忠の手記によつて知る事が出来る。

「此かし米以後は御郡奉行さして構不申候、只今之二升麥(畝麥を指す)の如く庄屋共裁判仕候は、¹⁰⁾外の借銀同前にて何角に付宜しく、人情にも能有御座候、扱御國替等御座候共、構なしに一郡に一ヶ所宛此米を御詰置被成可然との最初の積にて御座候、二萬石の米を一石に三升づゝの利にてかし候へば借り候者の爲には利なし同前に候へ共、一年の利は米六百石にて御座候へば次第にふへ可申と奉存候」

茲に至りて餘程自治的社會の性質を帯びるようになった、更に同年八月には領内河海の舟運に便なる地を卜して社會を増設し、之れ亦十村肝煎庄屋二人をして管掌せしめ以て社會利用の便を計つた。斯の如く社會を郡奉行の手より移して民間の經營に任じた理由は、畝麥法が民營自治であり乍ら相當の成績を挙げ得たことに鑑み、又萬一國主が國替のある時にも、社會は獨立して地方に残存せしむるの目的から出たのである。併々實際上は藩が全然社會に干與しないのではな

10) 中井竹山の社會私議にも之と同樣の思想が現はれて居る(日本經濟叢書第16卷 p.500參照)

く、藩の地方行政官たる郡奉行をして直接に管理せしめない事にしたにすぎぬので、最高管理者としては社倉方肝煎は斂存してゐたのみならず、上述の岡山川筋、金岡、片上に在る藩直屬の三大倉庫に貯藏せられたる社倉米は、藩が自由に販賣處分を行つたのである。地方公吏は巧に社倉米の管理利殖の具に供せられたにすぎぬ。

津田永忠が寶永四年二月五日六十八歳を以て多くの大業を遺してこの世を去つた後は服部圖書南條八郎等がその經營に従事したが、その經綸の才は到底永忠に及ぶべくもなく、社倉が果して如何なる方面に活用せられたかは文献の徵すべきものがない。社倉法は備荒機關としては勿論、經濟政策上に何等貢獻する所なきに至り、折角の巨額の資本も有耶無耶の内に費消され、その使途は全く明でない、恐らく藩政府の財政局たる作廻方の支配下に置かれ、後、作廻方に合併せられたものゝやうである。¹¹⁾かくて天明八年九月五日社倉を解散し、その役員并に之に干與せし岡山城下の御用商人に論功行賞を行つた。¹²⁾尤もこの制度は純粹の社倉法に轉化して地方に久しく存続したのもある。

ハ、社倉米の利殖法

社倉米の利殖法即ち如何なる方法で社倉米を貸付けたかを見るに、本銀千貫目の利殖法に就いては次の如く建議書中に記してゐる。

「右の御借し米も四年の内には利二割にて候得共、世中惡敷時は利も一割に可仕候、凶年には利を免或は返上の年を延し可申候得ば、外の借銀借米とは違ひ各別民の爲に能可有之と奉存、返

11) 寶曆七年九月五日留帳、明和三年九月廿七日留帳

12) 天明八年九月五日留帳

納の義御年貢米の上に右の返上米指上候段、民の勢無心元奉存候得共、又考見申候得ば只今は先高百石に付二石二斗餘の御貸米にて候へば取立に差て民迷惑も仕間敷と奉存候」

即ち豫定の社倉元米の蓄積せらるゝ迄は年二割の高歩で貸付けたのであるが、年の豊凶によつて返納の緩急を設けた。之と同時に無制限に貸出しを行はず、持高に應じて貸付を限定してゐる。然るにこの方法によつて民間に米を貸付くる事は種々の弊害を伴ひ、且つ目的の爲めに手段を選ばざるものとして種々の反對に遭遇したことは、延寶四年二月永忠が仲愛に返へしたる手紙の中に之を視ふことが出来る。¹³⁾ 即ち

「殿様(綱政)より御貸米の御降出申候はゞ最初に申付候趣意さへ後々迄立候得ば誰が如何様に申候共在々の爲には宜事に候と迄御意被成置……縦令此御貸米惡敷に極り唯今より御止め可被成との儀に御座候はゞ二萬石之本の分御取立被成次第に残る御米は御捨被成か、無左は急に利分迄不殘御取立被成るゝ外は無御座候、急に利分迄御取立被成候はゞ在々迷惑可仕と奉存候事……此後とても最初の御趣意立不申候はゞ反て在々の痛にも成可申候、又御家中にて兼々申候如く免の障りにも成不申と奉存候」

斯の如く社倉米の貸付は上下の反對があつたので、永忠は國主綱政に對して延寶四年二月建議書を奉つて貸米の不可ならざる所以を説き、又一方に於て民論を反駁し、以て所期の目的を達し五年目には殘存利米二萬五千五百餘石を有するに至つた。茲に於て新に利米を三步とし濟崩方法により可成民力を壓迫しない様にして貸付を行つた。延寶四年八月の永忠伺書を見れば大體その

13) 永忠手記……手紙の控にあり

方法が分る。

「……………取立様は一年に貳割出しに申付納崩に出させ可申候尤も世の中宜年は二割之上をも取立年數早く相濟申様に可仕候、又世中不宜年は重二郎御郡肝煎中御郡奉行中申談一割出し五歩出し三步出し或は年をも延申度候事」

尙は同伺書中には貸米の爲めに救米の範圍を侵さない様にし、又一般が凶年なる時は貸米をしない様にする事を記してゐるが、果してそれが如何なる程度に行はれたかは不明である。殊に凶年の時に貸米をしなかつたのは一般民衆の爲めを慮つてした事か、それとも回収困難なるべきを思つて藩庫、社倉の利益の爲めにした事かは容易に判斷がつかぬ。更に延寶六年二月十四日の永忠建議によれば貸米を著しく減少したかに思はる。こは社倉が所期の如く元資を蓄積することが出来たので、之を藩政府直屬の事業に流用し、或は藩主の私用に貸付けるに至つたことが第一の原因であると思ふ。この貸付に於ては社倉は藩の財政より獨立せるものとして行はれ、即ち社倉が藩政府及び藩主に貸付けたことゝし、元利を徴收した様である。¹⁴⁾又貸付米減少の他の原因は、畝麥法が漸次多大の貯麥をなすに至り、救荒貸付の方面に可なりの効果を有するようになったと同時に、社倉米貸付が緊縮方針をとりつゝあるに加へて、元來より借受の手續が嚴正煩雜であつたことも重大の關係があつたと思ふ。即ち借米をなすには各村備付の帳面に借主が記名直判し、之に庄屋 十村肝煎の奥書並に代官郡奉行の奥書を要するので、畝麥の借入よりもその手續が面倒な計りでなく、必要な丈けを借り入れることが出来なかつたから、人民の社倉に依頼する

14) 本篇第二章、第三項延寶六年九月十一日の邊、延寶四年二月津田重二郎の手記中後段五項

の度が著しく減じた。かくして社倉はその利殖法として一般人民に貸付を行ふことを差し控へ、藩の諸事業に投じ以て之を利殖せんとするに至つた。

尙ほ茲に注意すべきは、社倉の米銀が急速に増加し、普通の計算を以てしては之を了解することが出来ぬことである。即ち社倉元資の蓄積期間中には救荒の爲め度々の支出をなして居るから、二割の貸付けのみによつて利殖したとすれば、到底二萬五千餘石の殘存利米を得ることは出来なかつた筈である。又この元資を利米三步即ち一石につき三升の割で貸付たのであれば、次に述べるように莫大の額に増加しないと思ふ。故に豫定より以上の高率の利米をとつたか、又は社倉肝煎に當る者が社倉米の處分に際し何等かの方法によつて多大の利益を得たものといはねばならぬ。殊に新田開墾に於てはその徴收せる扶役銀は實費を償ふに足らぬ有様であるから、恐らくは社倉米賣買に際して利得したものに違ひないと思ふ。天明八年九月社倉解散に際し岡山城下の有力なる商人九人に對し社倉方御用を長らく勤めた故を以て金子五百疋宛を下賜されてゐることは、即ち社倉米銀の利殖方法の一面を物語るものであらう。尙ほ大阪室島邊に於て岡山藩が社倉米の處分を行つてはゐないかと思ひ一應調査したが、別に記録の徴すべきものがなかつたから、社倉方が直接投機的賣買は行はなかつたものであらう。

最後に社倉米銀の流通方法として切手を使用して居たことは注意すべき事柄である。併し乍らそれが今日の農業倉庫證券の如きものであつたか否かは疑問であるし、又社倉創設の當初から行はれてゐたかは明かでない、今社倉米切手に關する記録の一片を記して見る。

天和元年正月より四月迄
郡部の賑恤

六二五八

〔社〕倉米
〔敵〕麥

五二七二
四二五八

天和二年二月より
五月に至る

一四〇三

〔社〕倉米

六

當時は社倉法創設の初期に方つて居たから充分の給與をなし得なかつたからでもあらうが、それにしても炊麥の給與額が比較的に多いのを見れば、社倉米が如何なる方面に運用されたかを推察するに難くない。殊に天和以後に於ては社倉は已に獨立し巨額の元資を藏してゐた筈であるのに、右の如き僅少の賑恤をなしたにすぎぬ點から察すれば、平素餘りに多く貸付をなし又開墾等に流用し、社倉法本來の任務を考慮してゐなかつた事が明かである。其の後の記録は余の寡聞を以てしては知るに由ないけれども、社倉法のこの方面に於ける活動の程度は知るべきのみ。事情斯くの如くであるから凶年飢饉の救済策としては社倉法の效果は決して充分であつたとはいふ事が出来ぬであらう。

(2) 租税負擔に對する效果

徳川時代に於ては租法は一般に五公五民を原則として居たが、岡山藩は六公四民を以て租税を徴收した。乍併之は岡山藩の田地は豊沃であつて他藩の五公五民よりも農民の取實は遙かに大であつて必しも過重の負擔ではなかつたけれども、兎に角分配上の不公平であることは一般に認められてゐた。そこでこの弊を少くする爲めに社倉法を利用しようとしたことは寛文十一年の建議書第四段に明である。

「内々御國は土代免高く上への取つよきと申由に御座候得共、只今土代免御下げ被成候はゞ御藏入御家中ともにつゞきかね可申候へば土代免御下げ被成候事は不被爲成事と乍愚意被存候、右之如く被仰付候はゞ行々は土代免御下げ被成候同前に可有御座候哉と奉存候事」

初め社倉の元資蓄積の際に於ても年の豊凶に拘はらず元利を徵收する譯ではなく緩急を作つてゐたのだから、社倉より米銀を低利で借れば多少租税重課の不公平を矯正することが出来たであらう。併し之は極めて間接的の作用あるにすぎぬから、社倉米銀の貸付によつてこの目的を充分に達しうるとはいへぬ。それが如何なる程度迄效果があつたかは茲に論斷すべき材料が無い。

(3) 生産上に及ぼした效果

當時の經濟狀態は農業をして多く生産資本を授け企業的に活躍せしむるの餘地は甚だ少かつたのである。故に社倉の米銀も生産資本として貸付けられた場合は比較的少い。その著しいものは(い)開墾を奨励しその費用として農民に貸與したもの、(ろ)大百姓の經營困難なる者に對し資金として一人二十石計りを年利五分四ヶ年濟崩にて貸與したこと、(は)既墾地の荒蕪に歸した所へ移住する者即ち散田取りに對して農具、住宅、肥料等の費用を與へたるが如き之れである。又從來、牛銀、肥し代なる生産資本の融通法があつたが、社倉成立後は郡會所か社倉から借入れて之を農民に融通した。武元立平はその勸農策に於て生産資本の貸付につき次の如く論じて居る。「牛は農民第一の物、牛少くては田地耕し行届不申候へは、牛銀と號し是も御吟味の上御借し可被下、又肥しは作物になくて叶はざるものにて御座候へば肥代と名付是も拜借可被仰付候……然るに只

今の拜借は下方より色々歎き願候へとも多くは相立不申又間々被仰付候ても少々¹⁷⁾の事にて下方潤ひに相成不申、又拜借取立には寛に過ぎ候故拜借と申すは唯被遺候物の様に下方に存居申候、又間々には拜借被仰付候ても小百姓の手前へ行届不申中途にて姦曲の役人等引止め……」

勸農策は社倉法廢止後の作であるから、右の文章によつて見れば、直接社會法の效果に就いて述べてゐる譯ではないが、社倉の存在せし頃が牛銀肥代の借受けにつき比較的便利であつたことを間接に證明するものではあるまいか。要するに社倉は開墾事業を大成し、且つ農民の生産資本を融通する等、生産上に相當の效果を齎したことは明な事實である。

(4) 消費經濟に及ぼしたる效果

當時の百姓の多數は收穫より收穫迄の間の生活資料を缺き、豪農富商より高利の借銀をなしてゐた。社倉米銀の貸付は一般貸借に比し長期且つ低利にして、年の豊凶によつて元利の取立てにも適宜の方法を用ひたのであるから、之れが人民の消費經濟上重大の效果を齎したことは云ふ迄もない。殊に今も昔も變りはないが、人民が一朝豊年となれば奢侈浪費をなし、凶年には救を人に乞ふといふ有様であるから、之が弊を防ぐには緩急を以て貸付をなして元利を徵收し、以て一般人民をして安定確實なる生活をなさしむるに如くはないと考へられた。惟ふに岡山藩は從來より定免取法に依つて租税を收納し毛見取法は凶年不作の場合に嚴正に行ふを原則としてゐたのであるから、豊年には多く租税を徵收し凶年には少く取立てるといふことは出来なかつた。故に租税徵收の緩急によつて生活を安定ならしむる事はこの制度の下に於ては不可能である。この故に右の

如き社倉米銀の貸付方法は健全なる生活を營ましむるに多人なる効果があつたと思ふ。永忠が之を旨としてゐたことは次の建議書の文言より推察せられる。

「一、惣別下民は世中能時は有にまかせて遣捨、凶年には行當り難儀仕者之由兼而承り候、左申候而世中能時は土免より多く被召上、凶年には御免過分に御指免被成候事も難被成候に御座候へば、此爲めにも右之如くに御借し米を被成、世中能時は利をば納め凶年には利を免じ、或は年を延遣候はゞ、只今より四年之内とても民の御救に成、第一世中能、民之餘米在之年は利を付、世中惡敷餘米無之年は利を少く仕、或は利なしに仕、又は年を延し候と有之段、氣味あひもよく民之情にも宜しく可有御座と奉存候」

乍併永忠存命中、及びその後暫くの間は、右の如き目的を以て貸出が行はれたけれども、元來一定の額に達した時は之を藩自身の爲めに利用することを目的として發生した制度であるから、貸出の方面は閑却され、大部分を他に轉用してしまつた。従て後には一般人民の生活に對する効果は次第に減少した。而て社倉法廢止後に於ては人民は昔日の如き困苦に沈淪するに至つたやうである。勸農策によれば豪農富商が小百姓に對し、生活の資として金穀を貸付け、兼併日々に行はれ農民は公儀の權威恩德よりも金持の恩威に恐れるようになったといひ、更に次の如く論じて居る。

「……此兼併遊惰の弊を止め小民を取立不申候ては國家平治は出來不申候、其仕方を相考候に、彼未進借銀を下方にて内分に仕る事を嚴敷御停止御座候て皆公儀より拜借可被仰付候、左様にて

は御上の拜借出所有御座間舖と申し不審付申候得共是も何程も出所御座候　…ケ様に御上より不殘拜借被仰付候て手厚御世話被爲在、小百姓の手前得と御吟味の上其不足程御借付被遣利息御定の上取立候は嚴敷被仰付、又能々吟味の上彌々難澁にて得拂不申小民共へは利息御引被遣又は元銀をも御減少被下候様被成下候は、小民如何計難有可奉存候¹⁸⁾」

若し社倉法がその存續中消費經濟に著大の効果を斷へず齎したものだと思すれば、農民の經濟生活につき巨細に亘つて建言した所の勸農策は何等か社倉法に就きて説く所があらねばならぬ。然るに全篇中一言之に論及したる點のないのを見れば、社倉法創設當時の昔に於ては、とに角相當の効果があつたであらうけれども、後程には人民の消費經濟との關係が極めて薄弱のものとなつて居たことを反證するものではあるまいか。故にこの方面に對する社倉法の効果は一時的のものにすぎなかつたものであらう。

ロ、藩政府に對する社倉法の效果

(1) 藩の直營事業に對する效果

津田永忠が在職五十年の間に完成した諸事業は殆ど全部社倉の力に由るものである。先づ手初めとして延寶七年二月上道郡圓山村海面村沖の海岸斥鹵の地を開墾して田地二百九十五町余を作り、更に之が水利の用に供する爲めに東大川と西大川とを連結する運河を開鑿した。この大事業は社倉よりその經費を仰ぎし故を以て倉田、新田及び倉安、川と名づけた、尤も之に要した經費は正確に分らぬ。爾來彼の大事業は何れも社倉米を以て經營されたのであるが、何故かその支出額は不明

18) 勸農策(日本經濟叢書第20卷 p.592)

である。只貞享元年の幸島新田五百六十一町七反余、元祿五年の冲新田一千五百三十九町五反餘の開墾に就いては精細なる支出額が示されて居る、即ち前者に於ては米にして一萬石二斗七升、銀にして四百十六貫六百七十八匁、後者に於ては米一萬五千四百十八石七斗二升及び銀札二百四十五貫四百三十八匁を社倉に仰いで居る。尤も最初の間は社倉は藩の一般會計より獨立してゐたので新田開墾に要した經費は、該新田の物成を以て社倉に返済し、藩政府は夫役銀と稱して一反三十匁にて人民に拂下げた。¹⁹⁾ 社倉が救荒の爲めに支出した額と開墾經費と比べると餘りに大なる差があるではないか。社倉創設前、財政窮乏の節か金岡新田の如き他藩の富豪をして開墾を請け負はしめ、辛じてその目的を達したる時代を思へば隔世の感がある。²⁰⁾

更に船手并に郡方に屬する船舶三十餘艘を建造して一朝の有事に備へ、又上り米、廻米の運送にも之を使用した。²¹⁾ 此外朝鮮國使が牛窓寄港の際の接待費、領内各地の土木治水費、福山檢地費等、皆社倉より出て居る。斯くて天和二年から元祿十六年迄二十二年間に藩の生産的不生産的兩事業に流用された社倉米銀は、銀札二千五百五十八貫餘、米十萬九千四百二十五俵に達した、殊に岡山城内の普請には社倉米二十三萬四千二百餘俵が流用されたといふ。又此期間内に郡會所に託して郡政特に土木治水に用ひた額は三十七萬四千四百〇二俵に達して居る。尙ほ寶永元年の永忠の決算書には貯蓄銀三千九百八貫、郡方有銀七百八十四貫、社倉方有銀六千四百〇八貫を存すとある。此の如き莫大の銀は實に社倉米の利殖運用の結果に外ならぬ。尙ほ右の郡方即ち郡會所より直接に家中、町方、在方へ貸付けて居る額は小判千二百四十一兩、銀千七百〇一貫、米二萬

19) 本誌第十卷三號一四三頁參照

20) 類纂土壤門開墾の部寛文七年の評定留

21) 津田永忠年譜并に船手記録(類纂武事門)

八千六百十四俵、麥十七百三十六俵、粃三百五十三俵の多きに上る。社倉法の規模が如何に大となつて居たかを知るに足る。従て藩が社倉法に由てその大事業の遂行に如何に便宜を得たかは言ふを俟たない。幕府が猜疑の眼を以て岡山藩の經濟力を監視するに至つた事は無理からぬ事である。只遺憾とする所は最初社倉創設の目的の一であつた郷學の振興策が財政の都合上中途で廢止せられたに拘はらず、社倉が充實した時に於ても、藩は直接利害關係の在る事業にのみ莫大の米銀を流用して再び之が振興を計らなかつた事之れである。

(2) 藩の財政に對する社倉の効果

(い) 租稅收納上の效果、社倉法創設當時貸米に就きて世論の反對あつたことは已に述べたが、その第一の理由は利息徵收の爲め租稅の收納を困難ならしむる虞があるといふことであつた。乍併經綸の才を有する永忠は、よくこの二者を調和して所期の目的を達した。尤も社倉米を借用せし人民が果して如何なる困難に遭遇したかは資料の徵すべきものがないけれども、兎に角、藩の租稅收入上には大して惡影響は無かつた様である。否、社倉米銀によつて廣大なる開墾が行はれ、地租收入は著しく増加し、藩の財政的窮乏を救ふといふ結果になつたのである。

(ろ) 藩の負債に對する效果、舊藩時代に於ては地租が最大の收入源であつたが、度々の凶年の爲め密に地租收入の激減せしのみならず、更に人民の救助の爲めに賑恤を行つたために、藩政府は諸方面から借債をした。即ちかの承應三年の凶荒には幕府より四萬兩を借入れて之に充當して居る。此外、藩の有する内外債務は巨額に達した事と思ふ。然るに社倉法の創設以來、一朝有事

の際にも藩庫を開いて救済するの必要なに至つた計りでなく、更に舊債が償還せられ尙は剩つて上記の如き莫大の米銀が藩庫並に社會に貯蓄せられて非常なる富裕を致し、從來三十一萬二千五百石と稱せられた岡山藩は僅に四十萬石以上の實力を有するに至たのである。之れ蓋し社會が純粹の救荒施設として活動せず、藩の財政に資せんが爲め汲々として利殖運用せられた當然の結果といふべきである。岡山藩の財政的破産を救済し得たものは實にこの社會であつた、只其の後の彼の經營運用が充分に行はれなかつた爲めに社會は財政上金融上の機能を失ひ、藩の財政は再び窮乏を告げるに至つたようである。

第五、結 論

以上私は舊岡山藩の社會法創設の顛末、その組織及び效果に就いて概説した。是に由て見ればその名稱は社會であるが名實相異なること著しいものがある。岡山藩の社會法が藩の殖産興業に資する所大にして、間接に人民の貧困と凶荒とを緩和することが出来たであらうけれども、社會本來の目的たる救荒をば二次的附隨的のものとして終始したかに思はるゝ。若し眞に救荒を主たる目的とするものならば、藩の財政窮乏の折柄巨額の元資を借入れて迄も之を利殖するよりは寧ろ、從來より存在する畝麥法の改善發達を期すべきである。社會法と畝麥とを併立せしむる時は人民の負擔は仲々容易でない。畝麥法が全然救荒上の效力なく、その經營方法が不可である爲めに、社會法に由つてその短を補ふの趣意より出でたものならばとも角、後になつて畝麥法と同一の

經營方法により民吏をして社倉米の貸付取立を行はしめ、政府は上に在つてその利殖米を勝手に販賣處分せしを見れば、畝麥法の管理經營法が有効であるから、他に口を藉りて社倉米利殖の勞務を民間に轉嫁したに過ぎぬといふことが出來よう。更に進んで社倉米銀の利殖及び運用の狀態を考へれば、岡山藩の社倉は藩政府直營の營利的融通機關であつたと斷言するも不可はない。殊に社倉の元資が増加するにつれて却て民間への貸付を減少するに至つた如きは、決して民力が充實して農民達が借入の必要なに至つたからではあるまい。恐らくは手數煩雜なる少額宛の貸付よりも、大規模の開墾事業等に投ずることが有利であると考へて貸付緊縮の方針に出た結果ではあるまいか。故に最初の貸付の如きも實は人民の福利を直接の目的としたのではなく、社倉の元資蓄積の目的に出でたものではあるまいか。永忠の如き理財家の再び出てなかつたことも考慮すべきこと乍ら、社倉法が長くその生命を持続するを得ず、折角の元資も何時しか消盡されてしまひ、社倉法の効果は開墾治水を除いては殆ど残る所はなかつたやうである。勸農策は岡山藩の政治を論究したる唯一の著書であるが、その一言社倉に論及して居ない所を見れば、さしもに大規模の社倉も全くその影を没して、効果を後世に遺さなかつたものと思はるゝ。

要するに舊岡山藩の社倉法は農業經濟時代の弊を匡補せんとする社會政策的理想の實現として創設せられたものではなく、典型的カメラリスト津田永忠が、經濟力の充實により之を基礎として藩政の振興を計らんとする經濟上財政上の理由より出たものである。社倉法の設置は他の目的に到達せんとする爲めの一時の手段に過ぎなかつた、人或は社倉法は畝麥法の延長であると論ずる。

けれども両者は全然別個のものであつて、その精神とする所は著しく懸絶して居ると思ふ。從來岡山藩の社倉法は明暦元年(西紀一六五五年)に創設せられた會津藩の社倉に次で最も古い歴史を有するものとせられた。乍併之は社倉の名に擬はれた皮相の見であらう。岡山藩の眞の社倉は明暦三年創立の畝麥法である。所謂岡山藩の社倉法は藩政上の一の資金制度といふべきか、否、凶荒救済を附隨的任務とする官營の貨殖營利の金融機關と云ふべきであらう。徳川時代に於て斯の如き規模と組織とを有し、斯の如き經濟的活躍をなしたる金融機關は他に之を見ることが出來ない。岡山藩の社倉法は備荒貯蓄の施設としては殆ど何等の意義を有しないものではあるが、その金融史上に於ける地位は特筆すべきものと思ふ。